

第10期（令和4年1月27日～3月6日のまん延防止等重点措置にかかる時短要請）  
飲食店向け協力金Q & A

## 1. 制度内容

	質問内容	回答
1	認証店であるが、今回は、20時までの時短営業か21時までの時短営業かを店側で選択できると聞いたが、全く店側の自由に選択できるのか？	店側の事情に応じて自由に選択することができます。
2	いったん21時までの時短営業を開始し、その後20時までの時短営業に変更した。客の入り等を考えて、21時までの時短営業に戻すことはできるか？	可能です。 ただし、店頭又は店内や店舗ホームページに、いつからいつまでは20時で閉店、いつからいつまでは21時で閉店、と分かるように掲示してください。店頭等に掲示した場合は、それを掲示しているところの写真を撮影しておいてください。ホームページに掲載した場合はそのページを印刷等して保存しておいてください。協力金の申請時に、提出して頂くこととなります。
3	まだ県の認証を取得できていない。今回の協力金では、認証の取得について、救済措置はないのか？	特にありません。 なお、非認証店であっても、それに対応した要請に協力頂ければ、協力金を支給されます。
4	認証の取得申請をしたが、まだ認証してもらえていない。認証をもらった日から、21時まで営業できるようになるのか？	そのとおりです。認証を取得した日の前日までは20時までの時短営業（酒類提供なし）を、認証を取得した日からは21時までの時短営業（酒類提供は20時30分まで）となります。
5	今回の協力金は、いつまでに認証取得しないといけないといった取得期限はあるのか？	特にありません。なお、非認証店であっても、それに対応した要請に協力頂ければ、協力金を支給されます。
6	休業と時短営業の場合は協力金の金額に違いがあるのか？	違いはありません。県としては時短営業を要請しており、休業までは要請していませんので、事業者の判断で店舗を休業されたとしても、時短営業との間に協力金では差を設けることはしていません。
7	もともとの閉店時間が20時30分の、認証店である。酒類提供を終日停止して、閉店時間を20時に早めれば、協力金をもらえるのか？	協力金の支給対象となります。
8	もともとの閉店時間が18時の喫茶店（認証店、酒類提供あり）であるが、酒類の提供をやめたら、協力金をもらえるか？	今回は、認証店に対し、①20時までの営業時間短縮と酒類提供の終日禁止、又は②21時までの営業時間短縮と酒類提供の20時30分終了、を要請しています。①②いずれかの要請に応じていただくことが、第10期協力金の支給要件となります。 貴店は、もともとの閉店時間が20時以前で、時短営業ができませんので、協力金の対象とはなりません。
9	もともとの閉店時間が18時の喫茶店（認証店、酒類提供あり）であるが、休業すれば、協力金をもらえるか？	今回は、認証店に対し、①20時までの営業時間短縮と酒類提供の終日禁止、又は②21時までの営業時間短縮と酒類提供の20時30分終了、を要請しています。①②いずれかの要請に応じていただくことが、第10期協力金の支給要件となります。 今回、兵庫県は休業要請をしていないため、自主的に休業されても、協力金の対象とはなりません。
10	今回は、カラオケ利用について、制限はあるのか？	ありません。
11	仕入れの関係で、1月27日から時短営業できなかった。1月29日から時短営業を始めたが、協力金をもらえるか？	協力開始日から、要請期間の最終日まで継続して時短営業した場合に、その日数（定休日等の店休日を除く）に応じて協力金が支給されます。 貴店の場合、1月29日～2月20日までの間が支給対象となります。
12	大規模施設への協力金は、今回は支給しないのか？	営業時間短縮の要請をするのは飲食店等に対してのみなので、大規模施設に対しては協力金支給の予定はありません。
13	【1月27日追加】 「通常の営業時間」とは、いつ時点のものを指すのか？	「通常の営業時間」とは、原則として、令和3年10月から令和4年1月までの、県による時短要請が発出されていない期間の営業時間を指すものとします。
14	【1月27日追加】 午前3時から開店する飲食店であるが、開店時間を何時にすればよいか？	県の時短要請の内容として、営業時間を午前5時から午後8時（認証店は午後9時）までの間に短縮して頂くこととしています。 貴店の場合、午前3時の開店時間を、午前5時以降に遅らせる必要があります。
15	【1月27日追加】 通常の営業時間が午後10時までの認証店である。もともと酒類を提供していないので、午後9時までの時短だけをすればよいか？	そのとおりです。

	質問内容	回答
16	【1月27日追加】 予約制の店であり認証も取っている。要請期間中は、予約の多いときは21時で、予約の少ないときは20時で閉店することになっている。この場合、営業時間を知らせる貼り紙に、どう書けばよいか？	21時で閉店する日は、その日付と21時で閉店することを、20時で閉店する日は、その日付と20時で閉店することを明記して、店頭等に貼り出してください。そして、貼り紙を貼り替える度に、写真に撮って、協力金の申請に添付できるようにしておいてください。
17	【1月27日追加】 国が行う「事業復活支援金」と両方に申請できるか？	申請はできますが、事業復活支援金の申請に当たり、この協力金を受給する場合は、対象月中に時短要請等に応じた分に相当する額を、対象月の月間事業収入に加えることとされています。詳細は、国の事業復活支援金の募集要項等を確認してください。
18	【2月1日追加】 食品衛生法の改正により令和3年6月1日以降に飲食店営業許可が不要となった菓子製造事業者(飲食店の営業許可は失効済)だが、第9期までは特例的に協力金の対象となっていた。第10期以降も協力金の対象となるのか？	国から、菓子製造事業者に係る特例的な取扱いは、令和3年10月の全国的に時短要請が一旦終了した時点までの対応であるとの見解が示されたため、第10期(令和4年1月)以降の時短要請等に係る協力金については、対象外になります。
19	【2月25日追加】 大企業の店舗で、2019年2月の1日あたり売上高50万円、2022年2月の1日当たりの売上高5万円、1日あたりの売上高減少額は45万円である。第10期の39日間で、要請内容①(21時までの時短営業等)に応じた日が25日、要請内容②(20時までの時短営業等)に応じた日が14日であった。この場合の協力金額の計算式は、どうなるか？	要請内容①に応じた日の協力金日額単価は、 $50万円 \times 0.3 = 15万円 < 45万円 \times 0.4 = 18万円 < 20万円$ なので、最も低い15万円/日となります。 要請内容②に応じた日の協力金日額単価は、 $45万円 \times 0.4 = 18万円 < 20万円$ なので、18万円/日となります。 したがって、協力金申請額は、 $15万円/日 \times 25日 + 18万円/日 \times 14日 = 375 + 252 = 627万円$ となります。

## 2. 申請手続き

	質問内容	回答
20	第10期(要請期間1/27~2/20)の申請の際、売上高方式や売上高減少額方式の基準月は、2月か？	その予定です。
21	売上高方式・売上高減少額方式の基準月は、2020年か2021年の2月になるのか？どちらの年も、既にコロナの影響が出ていて、売上が減っていた。	今回の協力金においては、2019年から2021年までのいずれかの年の2月を基準月とする予定です。
22	なぜ基準月が2月なのか？1月又は2月と、選択できるようにしてもらえないか。	この協力金は国の制度に基づいて実施しています。国の制度では、第10期の場合、基準月は①1月及び2月、②1月27日から2月20日まで、③2月(時短要請期間が複数月にまたがる場合、時短要請のかかる日が最も多い月を基準月とする)の3パターンいずれかに限られます。本県では、その中で、事業者の事務負担が最も軽いと思われる、2月単月を基準月とさせていただきます。ご理解願います。
23	協力金を計算するうえで必要となる、「1日あたり売上高」には、消費税や地方消費税を含むのか？また、物販事業も併せて営んでおり、売上高にはその売上高も含まれている。これも含まれるのか？	ここでいう「1日あたりの売上高」には、消費税や地方消費税は含みません。物販など、飲食以外の事業の売上高も含みません。申請の際には、これらを除いて、協力金額を計算して頂くこととなります。
24	第10期の早期支給は行うのか。申請は、いつから、どのようにするのか。	第10期については、昨年の協力金の支払がほぼ完了していること等を踏まえて、早期支給を行いません。
25	【2月25日修正】 第10期の本申請は、いつから、どのようにするのか。	第10期協力金の本申請は、要請期間終了後の3月7日(月)から、受付を開始する予定です。 現時点では詳細は未定です。詳細が決まりましたら県の第10期協力金ホームページでお知らせします。